

## 基準23 動力消防ポンプ設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

- 1 水源は、基準13、第1、第2項第1号及び第2号ア並びに基準31、第1項第1号から第3号までの規定の例によるほか、次によること。
  - (1) 水源の有効水量は、地盤面からの高さが4.5m以内の部分とすること。
  - (2) 吸管投入口（池等を水源とする場合は、その周囲で接岸できる部分）の付近は、動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車及び可搬消防ポンプをいう。以下この基準において同じ。）が容易に接近でき、かつ、操作できる空間を有すること。
- 2 動力消防ポンプは、次によること。
  - (1) 動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、設置する水源ごとに1以上設置すること。
  - (2) 動力消防ポンプの設置場所は、雨水等の影響を受けるおそれのない場所とし、かつ、水源へ搬送するのに障害がない場所とすること。
  - (3) 動力消防ポンプの設置場所には、その旨を表示した標識を設けること（建物等に格納する場合には、出入口の扉。）。
  - (4) 動力消防ポンプに使用する吸管及びホース等は、次によること。
    - ア 吸管は、前項の水源の水量が有効に吸水できる長さとする。
    - イ ホースは、設置する動力消防ポンプごとに、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数を設けること。
- 3 動力消防ポンプを設置する防火対象物は、その設置数に応じ、動力消防ポンプを使用するのに必要な知識及び技能のある人員等を常時確保できるような防火管理体制を確立させること。この場合において、必要な知識及び技能のある人員とは、安全センターから可搬消防ポンプ等整備資格者免状を交付された者をいう。◇